足立区居住支援協議会設置要綱

（設置）

第１条　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第51条の規定に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを養育している者その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議するため、足立区居住支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　協議会は、次に掲げる事項について協議する。

（１）住宅確保要配慮者の状況及び民間賃貸住宅市場に関する情報の共有に関すること。

（２）住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進施策に関すること。

（３）関係機関の連携に関すること。

（４）その他設置目的を達成するために必要な事項

（組織）

第３条　協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱又は任命する委員２４名以内をもって組織する。

（１）学識経験者　２名以内

（２）不動産関係団体　４名以内

（３）居住支援団体等　８名以内

（４）区職員　１０名以内

２　前項第４号の委員は、別表に定める職にある者をもって充てる。

　（委員の任期）

第４条　委員の任期は、前条第１項の規定による委嘱又は任命の日から２年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（会長及び副会長）

第５条　協議会に会長及び副会長を置く。

２　会長は、第３条第１項第１号の中から委員の互選によって定めることとし、副会長は会長が指名する者をもって充てる。

３　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（協議会）

第６条　協議会は、必要に応じて会長が招集する。

２　協議会は、会員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　協議会の議事は、出席した会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

４　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（守秘義務）

第７条　協議会の委員は、会議の内容その他職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

　（謝礼）

第８条　第３条第１項第１号から第３号までに定める委員に対し、協議会の出席ごとに謝礼を支払うことができる。

２　第６条第４項の規定により委員以外の者が協議会に出席した場合は、謝礼を支払うことができる。

（協議会の公開）

第９条　協議会は、公開とする。ただし、会長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（協議会の傍聴）

第１０条　傍聴人の定員は、５人とする。ただし、会長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

２　次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

（１）人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

（２）めいていしていると認められる者

（３）前２号に掲げるもののほか、協議会を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

（遵守事項）

第１１条　傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

1. 協議会における言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により可否を表

明しないこと。

（２）騒ぎ立てること等により協議会を妨害しないこと。

（３）飲食、喫煙及び談話をしないこと。

（４）ゼッケン、たすき等を着用すること又は旗、プラカード等を掲げること等の示

威的行為をしないこと。

（５）携帯電話を使用しないこと。

（６）会場において撮影、録音等をしないこと。

（７）その他協議会の妨害となるような行為をしないこと。

（違反に対する措置）

第１２条　会長は、協議会の進行上支障があると認める場合は、前２条の規定に違反した傍聴人に対し、退場を命ずることができる。

２　傍聴人は、前項の規定により退場を命じられたときは、速やかに退場しなければならない。

３　会長は、明らかに協議会を妨害するおそれがあると認められる傍聴人については、入場を制限することができる。

（傍聴券の交付等）

第１３条　協議会を傍聴しようとする者は、協議会の開催ごとに足立区居住支援協議会傍聴券（別記様式。以下「傍聴券」という。）の交付を受け、会議の間、これを所持しなければならない。

２　傍聴券は、協議会当日に先着順により、１人につき１枚交付する。

３　傍聴券の交付を受けた者は、受付簿に住所及び氏名を記入しなければならない。

４　傍聴券の交付を受けた者は、会議室に入場の際、当該傍聴券を係員に提示し、指定された傍聴席に着かなければならない。

５　傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするときは、当該傍聴券を係員に返還しなければならない。傍聴券の交付を受けた者が傍聴をとりやめたときも、同様とする。

　（事務局）

第１４条　協議会の事務局は、都市建設部建築室長付住宅課に置く。

（その他）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付　則（２足都住発第１８１４号　令和２年１１月４日　区長決定）

　この要綱は、決定の日から施行する。

付　則（２足都住発第２１０８号　令和２年１２月１８日　区長決定）

　この要綱は、決定の日から施行する。

付　則（３足都住発第１１０５号　令和３年８月２０日　区長決定）

　この要綱は、決定の日から施行する。

付　則（３足都住発第１９２８号　令和３年１１月２２日　区長決定）

　この要綱は、決定の日から施行する。

別表（第３条関係）

|  |
| --- |
| 所　　　属 |
| 副区長 |
| 福祉部長 |
| 都市建設部長 |
| 高齢者施策推進室長 |
| 建築室長 |
| 高齢福祉課長 |
| 地域包括ケア推進課長 |